

## 「ICH Q13 原薬及び製剤の連続生産(案)」に関する御意見の募集について

令和 3 年 10 月 18 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課

医薬品規制調和国際会議(以下「ICH」という。)は、各国又は地域の医薬品規制当局と製薬業界の代表者が協働して医薬品規制に関するガイドラインを作成することを目的とした国際会議です。

厚生労働省は ICH で採択されるガイドラインを、我が国の規制に取り入れることとしているため、ICH で合意されたガイドライン案について、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、御意見を募集することとしています。

今般、ICH において、別紙の「ICH Q13 原薬及び製剤の連続生産(案)」が新たなガイドライン案として合意されました。

本ガイドライン案は、医薬品の生産方式の1つである連続生産について、連続生産の概念を明確にした上で、科学的アプローチ及び連続生産に特有の規制上の考慮すべき点を提示することを目的としています。

つきましては、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、ICH における最終的なガイドラインの採択に向けた協議の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、電話での御意見は受け付けかねます。

### 記

#### 1. 御意見の募集期間

令和 3 年 10 月 18 日(月)から令和 3 年 12 月 17 日(金)まで  
(郵送の場合は募集期間内の必着)

#### 2. 御意見の募集対象

ICH Q13 原薬及び製剤の連続生産(案)

#### 3. 御意見の提出方法

御意見は、御意見送付用テンプレートに記載し、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

御意見送付用テンプレートを用いることができない場合も、御意見の記載方法及び記載項目は御意見送付用テンプレートに従ってください。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 電子メールの場合  
電子メールアドレス:ich-q13@mhlw.go.jp宛てにお送りください。
- (3) 郵送する場合  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課宛て
- (4) FAX の 場 合  
FAX番号:03-3597-9535  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課宛て

#### 4. 御意見の提出上の注意

御提出いただく御意見等につきましては、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所、氏名及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を記載してください。御提出いただきました御意見については、住所、氏名及び連絡先を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御承知置きください。

なお、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます場合があります。